

---

## 6014. 減額調定・不納欠損登録

---

業務コード	業務名
GFG	減額調定・不納欠損登録
GFG20	減額調定・不納欠損登録 (強制入力)

## 1. 業務概要

### (1) 「減額調定・不納欠損登録（GFG）」業務

以下の手続き（以下、輸入申告等という。）によりシステムに登録された徴収決定済額（以下、徴定額という。）について、充当による減額またはその他の減額調定（納期限延長扱いで輸入許可後、納付前に減額更正した場合等）により減額する場合、もしくは不納欠損として整理する場合は、本業務によりその結果を登録する。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）
- ③特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告
- ⑤移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）
- ⑦輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑧修正申告（特例修正申告を含む。）
- ⑨更正
- ⑩賦課決定
- ⑪決定
- ⑫納付通知
- ⑬調定決議
- ⑭旅具徴税
- ⑮とん税等納付申告
- ⑯石油石炭税特例納付
- ⑰国際観光旅客税

また、本業務により登録情報の取消しを行うことができる。

本業務により要件\*<sup>1</sup>が満たされた場合は、輸入許可とする。また必要に応じて担保額の回復\*<sup>2</sup>または再引落とし\*<sup>3</sup>を行う。

(\* 1) 輸入申告等（特例申告及び修正申告を除く）に係る即納分のすべての受入科目について減額調定により未済額がなくなった

(\* 2) 以下のいずれかの条件に合致した場合に、担保額の回復を行う。

①輸入許可前貨物引取（以下、BPという。）承認後の貨物に係わる輸入申告等（以下、IBPという。）で減額調定等の登録により、輸入申告等の番号単位で未済額がなくなった

②納期限延長されている輸入申告等で、減額調定等の登録により輸入申告等の番号及び受入科目単位に未済額がなくなった

(\* 3) 本業務により担保額の回復が行われた輸入申告等（IBPを除く。）について、減額調定等の取消しを行った場合に、担保額の再引落としを行う。

本業務で輸入許可となる場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、輸入許可（沖縄特免制度）の場合を除く。

### (2) 「減額調定・不納欠損登録（強制入力）（GFG20）」業務

GFG業務を行い、強制入力待ちとなった場合は、本業務で強制的に減額調定及び不納欠損登録（以下、減額調定等という。）を登録する。時間外執務要請届については、GFG業務と同様である。

## 2. 入力者 税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
減額調定・不納欠損登録 強制入力用情報	強制入力待ちとなった場合	入力者
輸入許可等通知情報* <sup>4</sup>	輸入許可となった場合 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（少額関税無税） ③蔵出輸入許可通知 ④移出輸入許可通知 ⑤総保出輸入許可通知	申告者 輸入者および輸入取引者* <sup>5</sup>
石油製品等移出（総保出） 輸入許可通知情報* <sup>6</sup>	（1）MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可となった場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力 （2）MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可となった場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力	申告者 輸入者* <sup>5</sup>
輸入申告控（沖縄特免制度） 情報等* <sup>7</sup> （海上のみ）	輸入許可となった場合は、輸入許可通知（沖縄特免制度） 情報として出力	申告者
許可・承認貨物（輸入） 情報	輸入許可となった場合（IBPを除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない	通関蔵置場* <sup>8</sup> （一括申告した場合または複数B/L番号を通関した場合はすべての通関蔵置場） 保税蔵置場* <sup>5</sup> （航空のみ） 搬入予定場所* <sup>5</sup> （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合） （航空のみ）
納付書情報（直納）	納税方式が即納と個別納期限延長が混在している輸入申告等で、輸入許可となった場合	申告者
納付番号通知情報	以下の条件を全て満たす場合 ①納付方法がMPNであること ②一括納付書対象の輸入申告等でないこと ③当該輸入申告等が属す納付番号通知情報に納付すべき税額があること 以下の条件を全て満たす場合 ①納付方法がMPNであること ②納税方式が即納と個別納期限延長が混在している輸入申告等で、輸入許可となった場合	入力者 以下のいずれか* <sup>9</sup> ・申告者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者

情報名	出力条件	出力先
納付番号通知情報（一括）	以下の条件を全て満たす場合 ①納付方法がMPNであること ②一括納付対象の輸入申告であること ③当該輸入申告等が属すべき納付番号通知情報（一括）が出力済であること ④当該輸入申告等が属す一括納付書に納付すべき税額があること	入力者
	以下の条件を全て満たす場合 ①納付方法がMPNであること ②一括納付対象であること ③当該輸入申告等が属していた納付番号通知情報（一括）が出力済であること ④当該輸入申告等が属していた納付番号通知情報（一括）に納付すべき税額があること	入力者
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（海上のみ）	輸入許可（沖縄特免制度）となった場合	通関蔵置場* <sup>5</sup> 及び税関（通関担当部門）
予備申告（S）通知情報（航空のみ）	予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る本申告自動起動が行われており、許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	保税蔵置場* <sup>5</sup>
取消確認情報（減額調定・不納欠損登録）	登録情報の取消しを行った場合	入力者
原産地証明書情報確認結果通知情報	輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合で、許可・承認（BP承認は除く）となった場合* <sup>10</sup>	原産地証明書内取内容の仮登録者* <sup>11</sup>
		申告者* <sup>11</sup>
別紙_原産地証明書情報確認結果通知情報（仕入書／内取情報）	以下の条件を全て満たす場合* <sup>10</sup> ①輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている ②許可・承認（BP承認は除く）となった ③C/O情報DBにおいて、仕入書番号及び仕入書日付の繰返しが2以上登録されている場合、または、内取情報が7以上登録されている場合	原産地証明書内取内容の仮登録者* <sup>11</sup>
		申告者* <sup>11</sup>

(\* 4) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D01「輸入許可等通知情報について」を参照。

(\* 5) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(\* 6) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D04「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。

(\* 7) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D03「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。

(\* 8) 本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。

(\* 9) システムに出力する旨が登録されている利用者のみ出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

(\* 10) 本業務を契機に、「原産地証明書情報系帳票出力（1COPR）」業務（多数件）を自動起動し、当該出力情報を出力する。

(\* 11) 当該申告番号の先頭10桁と一致する申告番号がC/O情報DBに登録されている場合、かつ、原産地証明書内取内容の仮登録者（「原産地内取内容仮登録（OAC）」業務の入力者）と申告者が異なる場合は、両方に出力する。